

仕間鋪事

右之通相定候間此旨可相守不時に人を廻し相改若相背者於有之は當人は曲事申付名主家主越度可申付之段燒印札所持之舟たりといふ共改候節船に掛置ざるにおゐては札取上候間此條々相守候様に町中急度可相觸者也

五月

〔諸造船式圖〕箱造日除船武家手船

但四挺立三挺立

艤舡檻蓋ヨリ

上口凡横三丈一二尺

日除船俗ニ屋根舟ト云

但四挺立三挺立貳挺立

上口凡横二丈五六尺

日除造二挺立船俗ニ假日除

上口凡横二丈四五尺

〔寛天見聞記〕仲町○江戸を初め其外の娼婦客の迎ひとて屋根船にのり舟宿まで行事あり○中此舟春夏の頃は兩國川あたりに納涼花火などに遊ぶ事有前に云三味線藝者を伴ひし舟ともに橋間につなぎて猿がはしき事も有しより屋根船のすだれは雨雪の時または波立たる時例外は卷上おくべし橋間につなぎ置べからずと此年十三年四月に令ありける
〔和漢船用集舟名數江湖川船〕四ツ足舟通舟に日覆をする者其柱四本あるを以呼の名也小船に日覆屋形あるを云